

# 通信政策とNTT法

—NTT法改正 ネットの将来を描くJANOGerと共に挑戦する—

---

クロサカタツヤ（慶應義塾大学）

2024年7月5日

# 自己紹介：クロサカ タツヤ

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授  
株式会社 企（くわだて） 代表取締役

## 【略歴】

1999年慶應義塾大学大学院修士課程修了。三菱総合研究所を経て、2008年に株式会社 企（くわだて）を設立。通信・放送セクターの経営戦略や事業開発などのコンサルティングを行うほか、総務省、経済産業省、OECD（経済協力開発機構）などの政府委員を務め、政策立案を支援。2016年からは慶應義塾大学大学院特任准教授を兼務。

近著『5Gでビジネスはどう変わるのか』（日経BP刊）。

## 【主な役職等】

- OECD DFFT専門委員会 委員（2024年～）
- 総務省 5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ（2024年～）
- 総務省 デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（2023年～）
- 総務省 デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（2023年～）
- 総務省 5GビジネスデザインWG（2023年）
- オリジネーター・プロファイル技術研究組合事務局長（2022年～）
- 総務省 電気通信事故検証会議／非常時における事業者間ローミング等に関する検討会（2021年～）
- 総務省 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム（2021年～）／放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース（2023年～）
- 公正取引委員会 デジタルスペシャルアドバイザー（2021年～）
- Interop Tokyo カンファレンス委員会 副議長（2014年～）
- 内閣官房デジタル市場競争本部 Trusted Web推進協議会委員／同TF座長（2020年～）
- 総務省 ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG委員（2018年～）
- IoT推進コンソーシアム データ流通促進WG 委員（2018年～）
- インフォメーションバンクコンソーシアム 監事（2018年～）
- OECD WPDGP（データガバナンス及びプライバシー作業部会）日本政府代表団員（2009年～）
- 総務省 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（2016年～）、等



# ■ 通信政策の担い手

- 基本的には総務省の領域だが、他省庁が様々な形で関係している

省庁	法律・政策等
総務省	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電気通信事業法</li><li>• NTT法</li><li>• 電波法</li><li>• 放送法</li><li>• 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロ責法）</li><li>• 電気通信分野の個人情報保護GL</li><li>• 関連文書（スマートフォンプライバシーイニシアティブ等）</li></ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"><li>• クラウド政策</li><li>• 情報サービス政策（ソフトウェア、アプリ等）</li></ul>
内閣府	<ul style="list-style-type: none"><li>• 青少年ネット環境整備法（フィルタリング）</li></ul>
連携省庁	<ul style="list-style-type: none"><li>• 個人情報保護委員会（個人情報保護法）</li><li>• 内閣官房デジタル市場競争本部（DPF取引透明化法）</li><li>• 公正取引委員会（独占禁止法）</li><li>• 消費者庁（消費者行政、取引DPF消費者保護法）</li><li>• デジタル庁（地方自治法）</li><li>• 内閣府宇宙開発戦略本部（宇宙基本法）</li></ul>
ユーザとしての省庁	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国土交通省（航空、船舶等）、経済産業省（自動車等）、農林水産省、等</li></ul>

# ■ NTT法って何だろう？（1）

今回のプログラムを応募したきっかけを教えてください。

**福智さん**：去年の7月くらいから、世の中でNTT法の話が盛り上がってきました。それに対し、NTT以外の事業者181社が懸念を出したことがきっかけです。現状、NTTの設備の上で様々なサービスが展開されており、通信業界はそれに依存しています。NTT法改正は、インターネットのみならず、ISP全体への影響力が大きく、通信業界の未来を決める話に繋がります。つまり、JANOGに参加している方々をはじめとした、インターネットの礎を作っていく人たちへの影響が大きいのです。そのため、まずはこのNTT法改正の話を、自分ごととして捉えてほしいと考えています。今回は若者代表として登さんにも登壇していただき、JANOGにふさわしいお話をしたいと考えています。

NTT法がどのようなものか、簡単に教えてください。

**クロサカさん**：NTT法とは、NTTを規律するための法律です。元々NTTという会社は電電公社という国の機関でしたが、通信の民営化が図られた際に民間企業となりました。NTTは電電公社由来という特別な会社でしたので、市場の中で一民間企業として仕事ができるよう、他の企業と公平な状態になるように、NTTの設備や建物の使い方を規定したものがNTT法です。NTT法で定めた使い方以外のことに使うのはアンフェアになるので、他のことには使わないでね、ということを決めています。逆に言うと、それしか決めていないとも言えます。

通信業界でどのように競争するのかについては、電気通信事業法という別の法律があります。NTT法、電気通信事業法の2つが通信産業という車の両輪となり、通信産業の競争政策のあり方を定めてきました。こういった中で、もしNTT法が廃止された場合、果たしてこの車はこのまま走れるのだろうか？というところがみんなの心配事になっているわけです。

<https://www.janog.gr.jp/meeting/janog54/nl-ntt/>

# ■ NTT法って何だろう？（2）

記事	解説
NTT法とは、NTTを規律するための法律です。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 民間企業を規律する特殊な法律である</li></ul>
元々NTTという会社は電電公社という国の機関でしたが、通信の民営化が図られた際に民間企業となりました。	<ul style="list-style-type: none"><li>• NTTがもともと公社（≠民間企業）でないことが特殊な法律が正当化される根拠である</li><li>• だからNTTがそれをなくしてほしいと思うこと自体は合理的である（民法が上位、民法の契約自由の原則）</li></ul>
NTTは電電公社由来という特別な会社でしたので、市場の中で一民間企業として仕事ができるよう、他の企業と公平な状態になるように、NTTの設備や建物の使い方を規定したものがNTT法です。	<ul style="list-style-type: none"><li>• NTTがNCCをはじめ他事業者と最も異なるのは電電公社から設備・施設を引き継いでいることにあり、それが競争力の源泉となっている（ので規制すべき）という考え方</li></ul>
NTT法で定めた使い方以外のことに使うのはアンフェアになるので、他のことには使わないでね、ということを決めています。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 社会においてNTTが果たすべき役割「以外」のことはすべきでない、という考え方</li><li>• ただしそうした設備・施設を必ずしも前提としない事業の場合、それを規律することは妥当か</li></ul>
逆に言うと、それしか決めていないとも言えます。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公正競争の視点がほとんど</li></ul>
通信業界でどのように競争するのかについては、電気通信事業法という別の法律があります。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公正競争の実際のルールは電気通信事業法及び関連法令で定められている</li></ul>
NTT法、電気通信事業法の2つが通信産業という車の両輪となり、通信産業の競争政策のあり方を定めてきました。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電気通信事業法はNTT法があることを前提に「ざっくりした書き方」になっているところがある</li></ul>
こういった中で、もしNTT法が廃止された場合、果たしてこの車はこのまま走れるのだろうか？というところがみんなの心配事になっているわけです。	<ul style="list-style-type: none"><li>• NTT法が廃止された場合、電気通信事業法は大幅な書き換えが必要</li><li>• 場合によっては新法を立てた方が合理的な面もある</li></ul>

# ■ 電気通信事業法：総則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

### (検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

### (秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

### (電気通信事業に関する条約)

第五条 電気通信事業に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

# ■ 電気通信事業法：電気通信事業の重要な要件

## 第二章 電気通信事業

### 第一節 総則

#### (利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

#### (重要通信の確保)

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信（以下「重要通信」という。）の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

### 第二節 電気通信事業の登録等（以下略）

# ■ 誰が対象なのか？

- 電気通信役務のうち、電気通信事業に該当し、登録・適用除外対象とならないものが届出の対象。

## 電気通信役務の範囲外

電気通信役務：電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信役務を他人の通信の用に供する

自己と他人の通信

電気通信事業：他人の需要に応ずる  
(自らの業務のためではなく、他人の需要に応じるために役務提供する)

他人と他人の通信

### 登録

- 以下の基準に該当する場合
  - 1) 端末系伝送設備の設置区域が一の市町村を超える場合
  - 2) 中継系伝送設備の設置区間が都道府県を越える
- 上記に該当しない電気通信回線設備 (CATVアクセスサービスなど)

### 届出

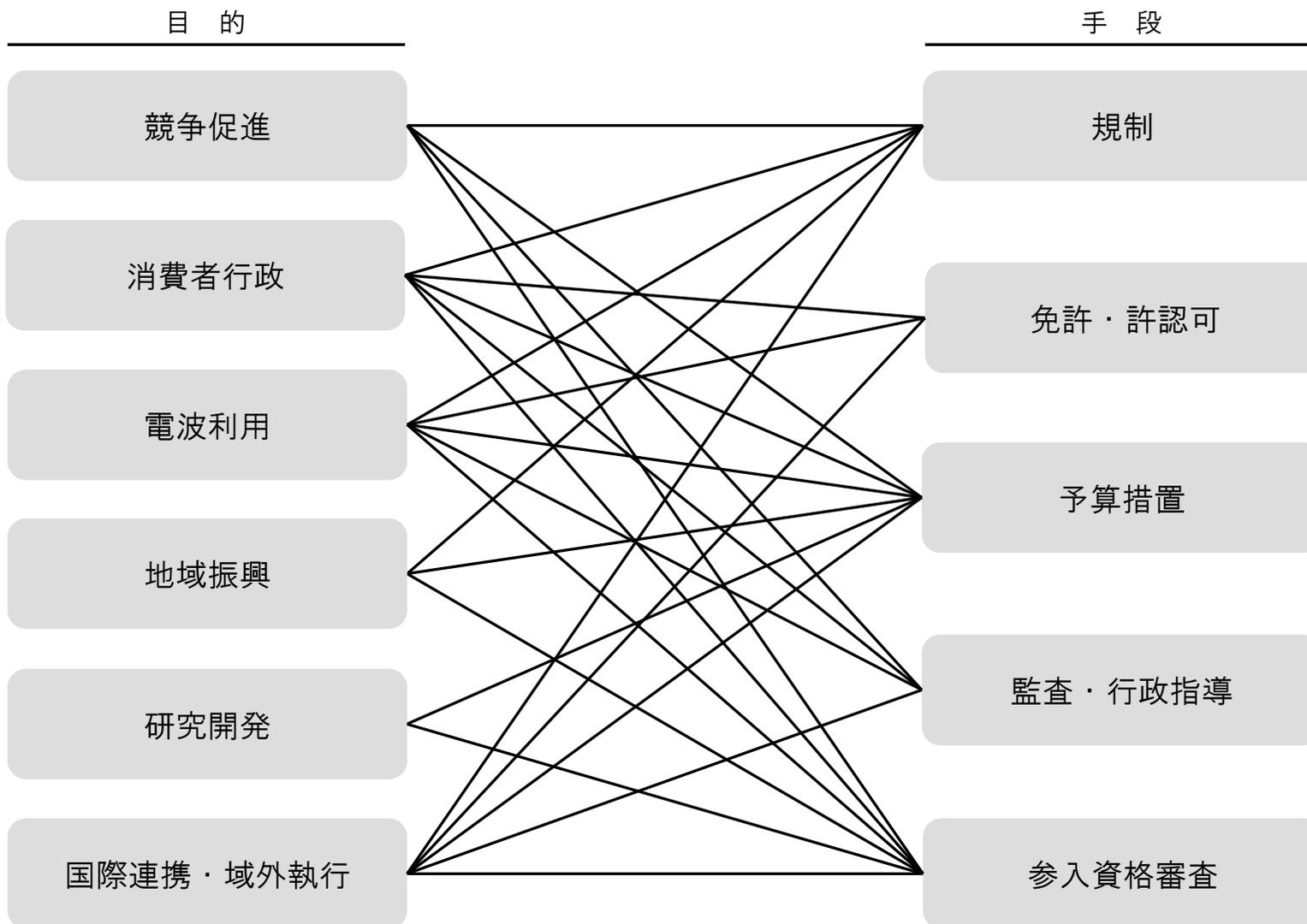
- 電気通信事業に該当しかつ、
- 登録の対象に該当せず (≡一定規模以上の電気通信設備を有さず)かつ、
- 適用除外の要件に該当しない場合

### 登録・届出不要

- 【適用除外】
- 専ら一の者の電気通信役務を提供する場合
  - 同一構内・建物内設備での提供
  - 線路5m未満
  - 他の通信を媒介せず電気通信設備の設置なし (ドメイン名電気通信役務を除く)
- 【電気通信事業を営むことに該当しない】
- 電気通信事業で収益 (売上) を求めない
  - 非営利かつ特定または少数に提供されるもの

# ■ 政策の基本的な考え方

- 目的と方法は区分されているが、それぞれが複雑に関連しており、行政自身も正確に理解できていない場合がある



# ■ 通信政策の主な論点とNTT法の影響（1）

項目	目的	具体的な論点 ( <b>赤太字</b> は影響がありそうなもの)
競争促進	<ul style="list-style-type: none"><li>電気通信事業者同士の競争の実現</li><li>NTTに対する規制（特に固定・設備）</li><li>料金サービス</li><li>MVNO振興（MNOへの責務）</li><li>事故検証と対応（相互運用のため）</li><li>セキュリティ対応</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>NTT法廃止の直接的影響（競争不利）</b></li><li><b>関連する事業法改正の影響（競争不利）</b></li><li>料金プランへの影響</li><li>MVNOへの対応の影響</li><li>事故評価</li><li>事業者間ローミング</li></ul>
消費者行政	<ul style="list-style-type: none"><li>通信サービス契約者（消費者）の保護</li><li>電気通信事業者への指導</li><li>販売代理店（ショップ）や通販事業者のモニタリングと指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ショップ政策</li><li>料金政策</li></ul>
電波利用	<ul style="list-style-type: none"><li>電波利用の企画・運営・モニタリング</li><li>周波数の割当・調整</li><li>無線局への免許</li><li>無線機への許認可（技適等）</li><li>国際的な割当の調整（ITU、米国DoD等）</li><li>電波利用の普及促進</li><li>宇宙通信（衛星政策、NTN）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>周波数の割当</li><li>5G/6G振興</li><li>新規無線機の導入に関する取扱い</li><li>技術研究開発への貢献</li><li>宇宙通信の運用支援</li></ul>

## ■ 通信政策の主な論点とNTT法の影響（2）

項目	目的	具体的な論点 ( <b>赤字</b> は影響がありそうなもの)
地域振興	<ul style="list-style-type: none"><li>• ルーラル地域へのインフラ整備補助</li><li>• 地域情報化</li><li>• 防災・災害復旧・復興支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>地域共創</b></li><li>• インフラ復旧・復興</li><li>• <b>自治体向けのインフラ</b></li></ul>
研究開発	<ul style="list-style-type: none"><li>• 通信規格標準化（5G/6G/Wi-Fi等）</li><li>• 通信技術の開発（光通信、電波、等）</li><li>• セキュリティ技術の開発</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>研究開発の対応</b></li><li>• 通信規格の利用促進</li></ul>
国際連携・ 域外執行	<ul style="list-style-type: none"><li>• 外国政府との連携（国際条約等）</li><li>• 地域対応（APAC対応等）</li><li>• 越境データの対応（LY問題等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>国際協調の対応</b></li></ul>

# ■ インプリケーション（１）

## 【課題の特定】

- NTTが民間企業として極めて特殊な状況にあり、それを解消したいという気持ちは分かる
  - cf. 憲法第22条第1項＝職業選択の自由、民法の契約自由の原則）
- 日本が経済成長を前提としてきた時代を過ぎ、「限界集落のゼロ集落化」の蓋然性が部分的に高まる中、これまでと同じような設備規制の在り方が妥当ではないことは、すでに国民的な合意になりつつあり、規制当局も当然理解している
  - cf. 放送政策、電波政策
- 一方で、NTT法が（電気通信事業法を補完する形で）電気通信分野の競争環境を構成してきた以上、その廃止は新たな競争政策の確立とセットで進められる必要がある
  - e. g. △ NTT法の廃止→電気通信事業法の拡充    ○ NTT法の廃止→事業法＋新法
- また、経済合理性だけでは解決できない課題（例：ナショナルミニマム、国家安全保障）について、より包括的な政策＝グランドデザインが通信政策の上位に求められる
  - cf. 能登半島は北朝鮮の工作員（拉致の加害者）の玄関だったという事実

## ■ インプリケーション（２）

### 【解決のアイデア】

- 個別課題化は矮小化にしかならないのかもしれない
  - 課題は複雑に絡み合っており、なおかつ時間軸も関係するため、解決の順番を間違えると失敗する
  - 政策の失敗（例：木を見て森を見ず）は事業者と消費者の両方を消耗させる
- 縮退だけではなく「拡大・拡張」の視点で解決策を考えることも必要ではないか
  - 事業法の増改築では課題解決できない → 新法を作ろう
  - ユニバ基金では足りない → 基金を増やそう
  - 世帯の回線契約だけを守ろう → 個人の回線契約「も」守ろう
  - 業務範囲規制を維持しよう → 設備を開放してもらって事業機会を生み出してもらおう

# Appendix

# ■ NTT完全民営化の検討が2023年6月に浮上（1）

The screenshot shows a web browser displaying a news article on the Nikkei Business website. The article title is "NTT \"完全民営化\" 案が急浮上 島田社長が語った懸念" (NTT \"Full Privatization\" Plan Suddenly Resurfaces, Concerns Expressed by Chairman Shimoda). The article is dated 2023.6.20 and has 3 comments. The main text discusses the government's plan to privatize NTT, mentioning the special committee's report and Chairman Shimoda's concerns. A quote from Shimoda is highlighted: "「我々も想定していないタイミングだった。いきなりだった」" (It was a timing we didn't expect. It was sudden). Below the text is a photo of Chairman Shimoda. The article is part of a series on digital transformation and AI, with a sub-header "中小企業「競争力強化プログラム(第2期)」 あらゆる危機を乗り越える 真の「事業継続力」とは" (SMEs \"Competition Strengthening Program (2nd Round)\", Overcoming All Kinds of Crises, What is the True \"Business Continuity\"). A sidebar on the right contains related content like "日経BP特設サイト" and "ハイブリッドワークに Windows 11移行が必須の理由".

政府が発行済み株式の3分の1以上を保有することが定められているNTT。そんなNTTの“完全民営化”案が突如、浮上した。自民党の「防衛関係費の財源検討に関する特命委員会」が9日、財源確保に向けた選択肢の1つとして政府保有のNTT株を売却する案を含む報告書を岸田文雄首相に提出した。同報告書では、政府による株式保有義務を課した「NTT法（日本電信電話会社等に関する法律）」のあり方について、速やかに検討すべきだと指摘した。突然の動きを当事者であるNTTはどう受け止めているのか。同社の島田明社長に直撃した。

「我々も想定していないタイミングだった。いきなりだった」

自民党の特命委員会が、NTTの完全民営化を検討すべきだ、としたことについて、NTTの島田明社長はこう打ち明ける。

NTTは、法律によって政府による株式保有が定められた特殊会社だ。NTT法によって、NTTには国民生活に不可欠な固定電話サービスを「ユニバーサルサービス」として全国各地で提供する責務や、通信技術の研究推進や成果の普及などの義務が課せられている。これらを担保するため、政府がNTTの株式の3分の1以上を保有することが同法に定められている。

そんなNTT法のあり方について、突如、見直し案が浮上した背景にあるのが、今後5年で43兆円と大幅に増額を見込む防衛力強化に向けた財源確保の必要性だ。政府が保有するNTT株が、財源候補の1つとして浮上した。

出所：https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00550/061900021/

# ■ NTT完全民営化の検討が2023年6月に浮上（2）

- ・ 持株島田社長は「どちらでもいい」と政府判断に委ねる
- ・ ただし検討の際には「経済安全保障や株価に影響を与えない方法を」と注文

NTT株売却「経済安保に考慮を」 島田社長

2023/6/20 00:44

経済 | 産業・ビジネス

日本を元気にするスタートアップ創出の鍵とは / 産経フォーラム

NTTの島田明社長は19日、産経新聞のインタビューに応じ、防衛財源を検討する自民党の特命委員会が政府の保有するNTT株の売却検討を提言したことについて、売却でも保有でも「どちらでもいいと思っている」とした上で、売却する場合は「経済安全保障の考慮や株価に影響を与えない方法を考えてもらいたい」と述べた。

自民党の特命委は6月にまとめた提言で防衛力強化の財源確保のために、NTT株の売却による完全民営化の検討も選択肢として含めるべきだとした。NTT株については、固定電話の全国一律提供などのために政府が3分の1以上を保有することが法律で義務付けられている。

NTT・島田明代表取締役社長 = 19日午後、東京都千代田区（岩崎叶汰撮影）

出所：<https://www.sankei.com/article/20230620-3W2KHYRRENJUXKXU6GVEN4JPPA/>

NTTの島田明社長は19日、産経新聞のインタビューに応じ、防衛財源を検討する自民党の特命委員会が政府の保有するNTT株の売却検討を提言したことについて、売却でも保有でも「どちらでもいいと思っている」とした上で、売却する場合は「経済安全保障の考慮や株価に影響を与えない方法を考えてもらいたい」と述べた。

自民党の特命委は6月にまとめた提言で防衛力強化の財源確保のために、NTT株の売却による完全民営化の検討も選択肢として含めるべきだとした。NTT株については、固定電話の全国一律提供などのために政府が3分の1以上を保有することが法律で義務付けられている。

島田氏は完全民営化も現状のままの政府の株式保有も「結論としてはニュートラル（中立）だ」と否定も肯定もしない考えを述べた。しかし「外為法（の規制）もあるが、経済安全保障のことなどをどう考えるかだと思っている」とも強調。政府が売却する場合には中国など他国による株の買い占めが起きる可能性に配慮することを求めた。

一方、NTTが今年度中の商品化を目指して開発中の省電力が特徴の生成人工知能（AI）については、深刻な課題となっている労働力人口の不足を補うもので、「（人手の）カバーのために絶対に必要だと思う」と指摘。AIが雇用を奪うと懸念されていることに対しても「これまでも新技術で効率化や合理化が進められてきたが（AIも）そんなに違いがあるとは思わない」と述べた。

# ■ 総務省（情報通信審議会）での検討着手（1）

- 一般論として課題を定義しているが、すべてNTT完全民営化に連携する形でのアジェンダ
- 主要論点は（2）情報通信インフラと（5）研究開発に集約される見込み

## 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に係る主な検討課題

8

### （1）2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性

2030年頃の実現が見込まれる情報通信インフラの将来像を踏まえ、今後求められる情報通信政策の基本的方向性を検討する。

#### 情報通信インフラ

#### （2）我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方

情報通信インフラの整備・維持の在り方や、ユニバーサルサービスの対象とすべきサービスやその確保方法等について検討する。

#### 競争ルール

#### （3）低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方

IP化・ブロードバンド化やモバイル化、ネットワークの仮想化・クラウド化等が進展する一方、メタル回線の老朽化が進み、PSTNのIP網への完全移行が来年に予定されている状況等を踏まえ、競争ルール等の整備の在り方について検討する。

#### 国際展開

#### （4）我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方

2030年以降、我が国の生産年齢人口の減少が想定される中で、旺盛な海外需要を取り込むことによって我が国の情報通信産業の発展を図り、経済成長に繋げるため、情報通信インフラの国際展開の推進の在り方について検討する。

#### 研究開発

#### （5）国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方

我が国の国際競争力の一層の強化や経済安全保障等の観点から、電気通信事業者等における先端的・基盤的技術の研究開発の推進や研究成果の普及の在り方について検討する。

#### 法制度

#### （6）上記（1）～（5）を踏まえた関係法制度の在り方

※サイバー安全保障や経済安全保障等の観点にも留意

#### （7）その他必要と考えられる事項

出所：総務省 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第67回）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/denki\\_seisaku/02tsushin10\\_04000582.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_seisaku/02tsushin10_04000582.html)

© 2024- Kuwadate, Inc.

# ■ 総務省（情報通信審議会）での検討着手（2）

- ・ 今秋からBBユニバに関する詳細検討（料金、対象等）が本格化するタイミング
- ・ この在り方が検討のメインテーマになる（が他の論点の取りこぼしの影響を懸念する声もすでにある）

## （参考）令和2年電気通信事業法及びNTT法改正の3年後見直しについて

9

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。令和3年4月1日施行） 附則第5条

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### （参考）令和2年電気通信事業法及びNTT法改正の改正事項

#### ① NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入

- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。
  - ☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

NTT東西が、**所要の要件<sup>※1</sup>を満たす場合に限って、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備（無線設備）を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。**

※1 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

ワイヤレス電話のイメージ



※上記①、②のほか、グローバル化等に伴うグループ再編等に対応するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（NTT東西）の役員兼任規制の対象範囲の見直し等を行う。

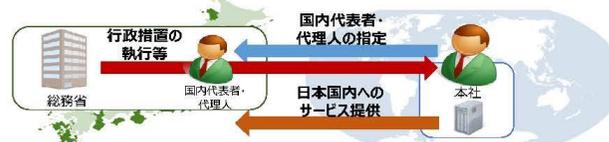
#### ② 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

- 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用は急速に拡大。
- 外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、
  - ・ 我が国利用者の保護が十分に図られていない
  - ・ 国内外事業者の間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化。
  - ☞ 外国事業者の提供するサービスにおいて利用者情報の大量漏えいや大規模な通信障害等が発生

外国法人等に対する**規律の実効性を強化するため、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務**（業務改善命令等が可能となる。）、**電気通信事業法違反の場合の公表制度<sup>※2</sup>**等に係る規定を整備する。

※2 国内事業者等も対象に含まれる。

国内代表者等の指定イメージ



出所：総務省 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第67回）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/denki\\_seisaku/02tsushin10\\_04000582.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_seisaku/02tsushin10_04000582.html)

# ■ 甘利PTの結論

- 2025年通常国会でのNTT法廃止というスケジュールが初めて示される
- NTT法3条のあまねく義務（放送とは異なり応諾義務）の撤廃を示している

…自由民主党は同日実施した政調審議会で、衆議院議員の甘利明氏が座長を務める「日本電信電話株式会社等に関する法律の在り方に関するプロジェクトチーム」が、NTT法の在り方を巡る法改正などについての提言を取りまとめている。

同PTでは、1984年に制定されたNTT法を、情報通信インフラの高度化といった時代の変化を踏まえた内容に改めるべく検討を進め、現行法で研究成果の普及に関する責務があることについて「NTTの技術開発事業は国際競争力の源泉となり得るもので、NTTの技術優位性を毀損（きそん）する」と指摘。

経済安全保障上の問題も加味し、「研究成果の普及責務は次期通常国会で撤廃すべき」としている。

さらに、「有線・音声通話のアナログ固定電話だけをユニバーサルサービスとして今後も義務付ける意義は薄れている」と指摘し、2025年の通常国会を目途に電気通信事業法を改正し、NTT法3条にある「電話のあまねく提供」責務を撤廃すべきと続けている。

その他の所要の法改正などを実施し、現行のNTT法を2025年の通常国会を目途に廃止することを提言している。

出所：<https://japan.cnet.com/article/35212364/>





KUWADATE